

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊美幌駐屯地
第375会計隊長 石黒 啓祐

次のとおり、一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：(使用済)バケットローダほか1件 別紙内訳書のとおり(別紙第1)
- (2) 引渡場所：陸上自衛隊美幌駐屯地
- (3) 引渡期限：令和8年11月30日(月)(代金納付の日から5日以内に搬出を完了させること。)

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 全省庁統一資格申請において「物品の買受け」が「C以上」の格付けを保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者。
- (4) 別紙第2「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (5) 「入札及び契約心得」を厳守している者。
- (6) 都道府県警察から暴力団排除関係業者として防衛省が発注する入札等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 現場確認をしている者。

3 入札及び契約条項を示す場所

陸上自衛隊美幌駐屯地 第375会計隊 契約班

4 現場説明会の場所及び日時

実施しない。ただし、現場確認を希望する場合は、令和8年9月11日(金)～令和8年10月2日(金)の間で調整を受け付ける。(土日祝を除く)
現場確認希望者は、現場確認日の前日12時までに、下記の問合わせ先へ電話連絡を行うこと。

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所：陸上自衛隊美幌駐屯地第375会計隊入札室
- (2) 日 時：令和8年10月13日(火)11時30分

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除(但し、落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。)
- (2) 契約保証金：免除(但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。)

7 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札。
- (2) 入札金額を訂正してある入札及び入札書の記載事項及び押印が不明瞭なもの。
- (3) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合。
- (4) 入札開始時刻に遅れた者による入札。
- (5) 入札開始時刻迄に資格審査結果通知書(写)を提出しなかった者による入札。
- (6) 電報・FAX等による入札。
- (7) 現場確認していない者の入札。
- (8) その他、本公告に関する条件に違反した者による入札。

8 落札決定方式

総額が当隊所定の予定価格以上の最高入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の最高入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

9 契約書の作成

- (1) 落札者は落札決定後遅滞なく陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。
- (2) 適用する契約条項は駐屯地用標準契約書「不用物品売払契約条項」、特約条項は「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」及び「中古品の売払いに関する特約条項」とする。

10 所有権移転の時期

当該物件の引渡し完了した時期とする。

11 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者は内訳書を直ちに提出すること。
- (4) 入札に参加する者は資格審査結果通知書の（写）を提出すること。
- (5) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (6) 入札に参加するものは、「入札及び契約心得」を確認し、入札書へ下記の文面を記載すること。

「当社、（当団体（団体の場合））は上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札いたします。また、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。

- (7) 郵便による入札参加の場合は、令和8年10月9日（金）17時までに第375会計隊契約班に必着したものを有効とする。この際、担当者に電話にて到達の確認を行うこと。尚、封筒には「（使用済）バケット ロードほか1件 入札書在中」と記載して送付すること。また、資格審査結果通知書（写）については、入札書とは別の封筒で送付すること。
- (8) 郵便入札を含む入札において、再度入札を行う場合は、官側が指定する日時において実施するものとする。ただし、初度の入札に参加した者のみ有効とする。
- (9) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (10) 搬出作業は自衛隊の課業時間内とする。
- (11) 取得した物品を搬出する場合は各担当者の点検を受けた後搬出する。
- (12) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際し発生する一切の費用は買受人の負担とする。
- (13) 売払物品の引取に際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において行うこと。
- (14) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続きは、買受人の責任において行うこと。
- (15) 郵便による入札の送付先及び入札に関する問い合わせ先

〒092-8501

北海道網走郡美幌町字田中

陸上自衛隊美幌駐屯地 第375会計隊契約班（担当：山本）

TEL：0152-73-2114 内線 377

FAX：0152-73-2117 直通

メール：375fin-na@inet.gsdf.mod.go.jp

12 公告掲示場所及び期間

- (1) 掲示場所：陸上自衛隊美幌駐屯地第375会計隊
北部方面会計隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>
- (2) 掲示期間：令和8年9月10日（木）～令和8年10月13日（火）

内 訳 書

[illegible]

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前項により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2項の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

使用履歴等

器材名	バケットローダ（装輪式）		
自動車番号	7 7 - 0 1 1 7	使用部隊	第 6 即応機動連隊
製造業者名	川崎重工業	形式	6 5 Z A
車体番号	6 5 j 2 - 0 4 0 0	納入年月日	1 9 9 6 / 0 3
エンジン形式	6 B G 1	累計使用時間	1 2, 3 8 5 H
製造年月	1 9 9 6 / 0 1	経過年数	3 0 年
事故歴等 (故障状況)	オイルフィルタ不良、交換 燃料フィルタ不良、交換 エレメント不良、交換 油圧ホース不良、交換 ランプ不良、交換 カuttingエッジ摩耗、交換 油圧装置、オイルシール交換 サイドミラー破損、交換 ブレード摩耗、交換 リアワイパーモータ故障、交換 ステップ破損、溶接修理 ポンプ及びベルト摩耗、交換 ステアリングシリンダ故障、交換 ジェネレータ不良、ASSY 交換 ワイパーアーム故障、交換 バッテリー不良、交換 シート劣化、交換 燃料フィルタ不良、交換 エレメント不良、交換 コントローラユニット故障、交換 ポジショニングセンサー不良、交換 カuttingエッジ摩耗、交換 チルトシリンダ不良、ASSY 交換 エアフィルタエレメント（アウト）交換 スピードセンサ故障、交換 ブレード摩耗、交換 油圧装置、オイルシール交換 ロックリングユニット不良、交換 カuttingエッジ摩耗、交換	車両の状態	特になし

使用履歴等

器材名	小型ドーザ（バックホー付き）		
自動車番号	7 1 - 8 3 7 2	使用部隊	第 6 即応機動連隊
製造業者名	三菱重工	型 式	三菱 2 B
車体番号	2 B 0 5 0 1 1 1	納入年月日	1 9 9 6 / 0 2
エンジン型式	S 4 S	累計使用時間	5, 8 0 9 H
製造年月	1 9 9 6 / 0 1	経過年数	3 0 年
事故歴等 (故障状況)	オイルフィルタ不良、交換 グリスニップル破損、交換 排土板ロックピン摩耗、交換 油圧ホース劣化、交換 ランプ不良、交換 エアフィルタ不良、交換 フロントガラス破損、交換 油圧ホース不良、交換 排土板変形、修理 ブレードスチールキャブ溶接修理 バックホーシート劣化、交換 フィエルエレメント不良、交換 ファン不良、交換 左ドアロック破損、ASSY 交換 メーターコンビネーション故障、交換 カuttingエッジ摩耗、交換 アングルスイッチ故障、修理 モータスイングホストシール不良、交換 走行レバー不良、交換 フィエルエレメント不良、交換 運転シート劣化、ASSY 交換 エアーエレメント不良、交換 履帯ボルト破損、交換 バッテリー劣化、交換 インバータ不良、交換 マフラー破損、交換 ワイパーモータ不良、交換 アクセルケーブル不良、交換 ブラケット不良、交換	車両の状態	バッテリー不良により始動不可